

議案第 5 4 号

前橋市民生委員定数条例の改正について

令和元年 5 月 3 0 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市民生委員定数条例の一部を改正する条例

前橋市民生委員定数条例（平成 2 7 年前橋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則中「6 7 2 人」を「6 7 9 人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。